

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会会議録
目 次

第 1 号（8月28日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議長辞職の件	6
議長の選挙	6
会議録署名議員の追加指名	8
管理者招集挨拶	8
議案第1号	9
議案第2号	10
一般質問	18
閉会の宣告	25

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第240号

平成27年8月18日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 石 井 昭 一

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成27年8月28日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成27年8月18日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会

平成27年8月28日(金)
午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
日程第5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した

議長辞職の件

議長の選挙

会議録署名議員の追加指名

出席議員(12名)

1番	森	谷	宏	議員	2番	小田川	敦子	議員
3番	平	野	光一	議員	4番	小	易和彦	議員
5番	秋	谷	公臣	議員	6番	小	泉文子	議員
7番	小	泉	巖	議員	8番	田	中和八	議員
9番	中	村	昌治	議員	10番	芝	田裕美	議員
11番	石	井	恵子	議員	12番	石	井昭一	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管	理	者	清	水	聖	士	君	
副	管	理	者	秋	山	浩	保	君
副	管	理	者	伊	澤	史	夫	君
監	査	委	員	松	丸	幹	雄	君

会 計 管 理 者	相 川 克 己 君
事 務 局 長	阿 久 津 誠 君
事 務 局 次 長	大 塚 旭 君
総 務 課 長	川 上 清 美 君
あ じ さ い 所 長	大 塚 旭 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國 井 潔
白井市環境課長	伊 藤 勉
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小 高 仁 志

事務局職員出席者

総 務 課 長 補 佐	伊 藤 周 一
し ら さ ぎ 所 長 補 佐	山 崎 道 将
総 務 課 総 務 財 政 係 長	栗 原 稔
あ じ さ い 管 理 係 長	島 田 朋 也
総 務 課 総 務 財 政 係 主 査 補	岡 田 壮 玄

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井昭一議員） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中、ご参集いただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（石井昭一議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に11番、石井恵子議員及び1番、森谷宏議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井昭一議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休 憩

午後 3時04分 開 議

○副議長（石井恵子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど本日付をもちまして石井昭一議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

◎議長辞職の件

○副議長（石井恵子議員） 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石井昭一議員の退席を求めます。

〔12番 石井昭一議員退席〕

○副議長（石井恵子議員） 職員をして、その辞職願を朗読いたさせます。

〔事務局次長朗読〕

辞 職 願

私儀、今般一身上の都合により、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長の職を辞職いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

平成27年8月28日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会副議長 石 井 恵 子 様

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長 石 井 昭 一

○副議長（石井恵子議員） お諮りいたします。石井昭一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、石井昭一議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石井昭一議員の除斥を解きます。

〔12番 石井昭一議員着席〕

○副議長（石井恵子議員） お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりました。この際、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（石井恵子議員） 議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。
指名はいかが取り計らいましょうか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） 芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 議長には、現在副議長であります白井市の石井恵子議員を推薦したいと思えます。

○副議長（石井恵子議員） ただいま私、石井恵子が議長に推薦されました。

お諮りいたします。石井恵子を議長として当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、私、石井恵子が議長に当選いたしました。
私は、当選を受諾いたします。

○議長（石井恵子議員） 議長就任に当たり、一言挨拶を述べさせていただきます。

ただいま皆様からご推薦をいただき、議長の大任を仰せつかりました白井市議会議員の石井恵子でございます。環境衛生組合発展のため力を注いでまいりますので、3市の皆様方には大変お世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） ただいま副議長が空席となりました。

お諮りいたします。諸般の事情により11月の定例会まで副議長を空席としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月定例会まで副議長を空席とすることに決定いたしました。

○議長（石井恵子議員） ただいま会議録署名議員が1名欠員となりました。

お諮りいたします。この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（石井恵子議員） 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番、小田川敦子議員を指名いたします。

◎管理者招集挨拶

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まずクリーンセンターしらさぎにおけるダイオキシン類対策工事につきましては、順調に作業が進んでいるところでございます。

次に、周辺整備事業にかかわる廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務につきましては、廃棄物処理施設環境委員会のもとに設置いたしました廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に関する専門部会を、これまでに4回開催し、周辺整備計画の見直しにつきまして検討を重ねてまいりました。その検討結果につきましては、環境委員会において承認をいただいたところでございます。今後は、計画の実現に向けた課題を整理して、基本計画及び実施計画の策定作業に取り組んでまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成27年度予算の歳入歳出にそれぞれ3,228万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億921万9,000円とするものです。

内容でございますが、歳入では、平成26年度決算の確定に伴い繰越金を増額するものでございます。歳出では、人事異動に伴う一般職人件費所要額の補正並びに基金費を増額するものでございます。

次に、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員の意見を付してその認定を求めようとするものです。

まず決算の概要につきましては、歳入総額は34億8,938万7,000円、対前年度比7.66%の増、歳出総額につきましては33億4,596万5,000円、対前年度比6.88%の増となっております。

また、歳入歳出決算総額による実質収支額は、平成27年度への繰越額2,918万円を差し引いた1億

1,424万2,000円となるものでございます。

次に、決算の主な内容でございますが、歳入につきましては、予算現額は34億5,302万3,950円に対して、決算額は34億8,938万7,260円で、予算現額に対する収入率は101.05%であります。前年度決算と比較しまして、額にして2億4,827万2,563円の増額となり、率にして7.66%の増となります。

歳出につきましては、予算現額は34億5,302万3,950円に対して、決算額は33億4,596万5,116円で、予算現額に対する執行率は96.90%であります。前年度決算と比較しまして、額にして2億1,552万3,992円の増額となり、率にして6.88%の増となります。

続きまして、主要な施策の成果のうち、主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約3万1,714トン、1日当たり約128トンのし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理いたしました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約3万4,075トン、1日当たり約113トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみを搬入処理いたしました。

また、さわやかプラザ軽井沢につきましては、地域住民の健康増進及び交流を図ることを目的とした運営を行い、昨年度は33万5,814人の方々にご利用いただき、1日当たり1,056人のご来館がありました。

今後も組合施設の適正な運営を行うとともに、安定した操業に向け、努力してまいる所存でございます。

挨拶の結びに当たりまして、柏市選出の石井昭一議員、中村昌治議員、小泉文子議員、平野光一議員が今月末をもって任期満了に伴い退任されることとなります。各議員には、在任中一方ならぬお力添えをいただきましたことをこの場にて厚く御礼申し上げますとともに、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではありますが、8月定例会の招集挨拶とさせていただきます。

◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第3、議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額36億7,693万円に歳入歳出それぞれ3,228万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を37億921万9,000円とするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入では5款繰越金について、平成26年度決算の実質収支額が1億1,424万2,000円で確定したことから、当初予算計上額の8,195万3,000円を差し引いた3,228万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2款1項総務管理費、3款1項清掃費の一般職人件費について、4月の人事異動や特例条例による給料月額減額により、総務管理費で113万1,000円を増額し、清掃費で47万4,000円を減額するものでございます。

また、5款1項基金費につきましては、歳入の繰越金で生じた3,228万9,000円と一般職人件費の増額分65万7,000円との差額3,163万2,000円を増額補正するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別明細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で、議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第4、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、一番下の合計欄をごらんください。

歳入歳出の予算額につきましては、ともに同額の34億5,302万3,950円でございます。

歳入決算額は34億8,938万7,260円で、予算額に対して3,636万3,310円の増、収入率は101.05%でございます。歳出決算額は33億4,596万5,116円で、予算額に対して1億705万8,834円の減、執行率は

96.90%でございます。歳入歳出差し引き残高は1億4,342万2,144円でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳入決算額について、1款から7款までを款ごとにご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等諸事業の執行に伴う構成市からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに25億7,500万1,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料、並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額2億3,779万3,000円に対し、調定額及び収入済額はともに2億4,582万1,916円で、予算現額と収入済額との比較では、802万8,916円の増でございます。増収の主な要因は、事業系一般廃棄物の可燃ごみの搬入量が見込みより増加したことによるものでございます。

3款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額2万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに2万504円でございます。

4款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したものでございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに7,032万4,000円でございます。

5款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額1億1,067万3,950円に対し、調定額及び収入済額は、ともに1億1,067万3,573円でございます。

なお、決算額中には前年度からの継続費逐次繰越額174万1,950円が含まれております。

6款諸収入は、総務管理、し尿、ごみ及び周辺整備事業等に係る雑入で、予算現額3,011万2,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに7,804万6,267円で、予算現額と収入済額との比較では、4,793万4,267円の増となっております。増収の主な要因は、容器包装リサイクル協会からの有償入札抛出金の収入増、さわやかプラザ軽井沢で実施した地下水膜ろ過システム導入工事に係る水道料金の返戻金でございます。また、平成25年度に実施いたしました放射性物質対策に要した経費の損害賠償金が東京電力株式会社から支払われたものでございます。

7款組合債は、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業に係る一般廃棄物処理事業債で、予算現額4億2,910万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに4億950万円となっております。減収の主な理由は、ダイオキシン類対策工事等について契約額が低減したことに伴い、借入額が減少したことによるものでございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額34億5,302万3,950円に対し、調定額及び収入済額は、ともに34億8,938万7,260円で、予算現額と収入済額との比較は、3,636万3,310円の増となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから19ページに記載のとおりでございます。次に、歳出決算額についてご説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

1 款議会費は、予算現額207万5,000円に対し、支出済額139万9,712円、不用額は67万5,288円でございます。不用額の主な要因は、組合議会先進地視察研修を実施しなかったことによるものでございます。

2 款総務費は、予算現額8,011万9,000円に対し、支出済額7,667万2,057円、不用額は344万6,943円でございます。不用額の主な要因は、時間外勤務の減少、需用費の印刷製本業務が減少したことによるものでございます。

3 款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額31億5,882万9,950円に対し、支出済額30億8,589万6,944円、翌年度繰越額2,917万9,773円、不用額4,375万3,233円でございます。翌年度繰越額につきましては、ダイオキシン類対策事業及び廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定事業に係る継続費通次繰越額となっております。また、不用額の主な要因を申し上げますと、し尿処理費では、水処理活性炭・脱臭用活性炭の購入及び精密機能検査業務委託の契約差金、並びに焼却灰処分量の減少によるものでございます。

ごみ処理費では、維持管理用消耗品において伝熱管等の購入周期見直しに伴う支出の減少や、灰・不燃物処分量の減少によるものでございます。

共同化処理費では、廃乾電池・廃蛍光管や洗浄水等の処分量が減少したことによるものでございます。

周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢の入退場システム機器使用料や、トレーニングルーム等空調設備増設工事の契約差金によるものでございます。

4 款公債費は、ごみ焼却施設の建設償還金及び緩衝緑地の購入に係る償還金でございます。予算現額3,945万4,000円に対し、支出済額3,945万1,276円でございます。

5 款諸支出金は、予算現額1億4,254万6,000円に対し、支出済額は財政調整基金へ1億4,252万4,623円を、周辺地域整備基金へ2万504円をそれぞれ積み立てし、総額では1億4,254万5,127円となっております。

6 款予備費につきましては、予算現額3,000万円で、支出はございませんでした。

以上によりまして、歳出合計は予算現額34億5,302万3,950円に対し、支出済額は33億4,596万5,116円、翌年度繰越額は2,917万9,773円、不用額は7,787万9,061円でございます。

なお、詳細につきましては、歳出決算の事項別明細の20ページから51ページに記載してございます。次に、55ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差し引き額は、1億4,342万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源の継続費通次繰越額は2,918万円、実質収支額は1億1,424万2,000円でございます。

次に、58ページ、59ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、1の公有財産、2の物品につきましては、決算年度中の増減は

ございません。3の財政調整基金につきましては、7,452万2,000円の増額となり、決算年度末現在の残高は2億1,773万8,000円となっております。また、4の周辺地域整備基金につきましては、230万2,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は3,846万4,000円となっております。

以上で、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 次に、松丸監査委員より本決算監査について報告を求めます。

松丸監査委員。

○監査委員（松丸幹雄君） 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月21日に、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。

一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。

審査に当たっては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4. 審査の結果に記載のとおりでございます。審査に付された書類はいずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも事業の推進に当たり、経費の節減に努めるとともに、最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。

基金運用状況の審査結果については、決算審査意見書の17ページ、第4. 審査の結果に記載のとおりでございます。関係書類等を符合し、正確であり、適切に運用されていることを認めました。

最後に、決算にあらわれていない数値として、地方債の残高は平成26年度末現在、元金で4億1,639万2,667円、利子で514万6,313円、合計4億2,153万8,980円であり、前年度より元金で3億7,053万5,993円、利子で457万6,221円、合計で3億7,511万2,214円増額しておりますことを申し上げ、監査委員報告といたします。

○議長（石井恵子議員） これから質疑を行います。

事前に通告がありました平野議員について、質疑を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏の共産党の平野光一です。

2点通告いたしました。

1点目は、各構成市の負担金です。決算書でいきますと10ページから11ページ、決算の概要では2ページでございます。

この負担金については、柏市が3.45%の減、前年比ですね。白井市も3.46%の減、それに対して鎌ヶ谷市が0.9%の減と大きな差が出ているんですけども、その柏、白井と、鎌ヶ谷の間での負担金

の差について理由をお示してください。

2点目は、ごみ処理手数料についてです。当組合では、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に基づいて、平成23年度比で、29年度までに1人1日ごみ量で、あるいはリサイクル率、それから最終処分量、それぞれ5%の削減目標を掲げているわけですが、このごみ処理手数料が増収になっています。

ごみの減量を目標として活動しているわけなんですけれども、ごみ減量の目標に反して搬入量がふえているということを示しているんじゃないかと思うんですが、このごみ処理手数料がふえた理由についてお示してください。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目の平成25年度と比較した各構成市負担金の増減率が構成市により差が出た理由についてお答えいたします。

当組合の経費の支弁方法につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合規約第13条第4項に規定しているとおり、別表第3に定める割合により共同処理する市に分賦するものでございますが、そのほかに補助金、借入金、手数料、その他収入を充てるものとなっており、これらの歳入を充当し、最終的に構成市負担金が決まるものでございます。

歳入充当額のうち手数料、繰入金、諸収入の一部につきましては、各市の歳入見込額に応じて充当しているもので、し尿手数料につきましては下水道普及率や浄化槽くみ取り世帯数、ごみ手数料につきましては事業所数や世帯数、繰入金につきましては財政調整基金の保有額、諸収入につきましては資源物発生量などにより各市の歳入充当額が決定することから、構成市負担金の増減率に差が生じたものでございます。

なお、平成26年度につきましては、鎌ヶ谷市分の繰入金が前年度よりも減少したことが主な要因となったものでございます。

続きまして、2点目のごみ処理手数料の増加理由でございますが、主な理由といたしましては、可燃の事業系一般廃棄物の搬入量が増加したことによるものであります。

平成25年度の事業所及び許可業者の事業系一般廃棄物の搬入量は約8,964トンでしたが、平成26年度は約9,079トンであり、約115トン前年度より増加しております。増加理由といたしましては、企業活動の活性化等により生産活動が活性化したことなどが考えられます。

しかしながら、ごみ搬入量全体で捉えますと、平成25年度が約4万6,746トンに対し、平成26年度では約4万6,708トンとなっており、微減ではありますが約0.08%の減少となっております。

○議長（石井恵子議員） 平野議員、再質疑を許します。

○3番（平野光一議員） まず各構成市の負担金なんですけれども、鎌ヶ谷市分の負担金の減少幅が、柏、白井と比べて小さい理由については、鎌ヶ谷市分の繰入金が前年度よりも減ったことが主な要因でしたという答弁でしたけれども、その繰入金について具体的にどのような金額の増減があったのかお示しいただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 総務課長。

○総務課長（川上清美君） 繰入金について、平成26年度と平成25年度の金額を構成市ごとに比較いたしますと、柏市は26年度が1,820万2,000円、25年度が2,824万2,000円、比較をいたしますと1,004万円、率にして35.55%の減でございました。

白井市は、26年度が1,233万5,000円、25年度が1,499万8,000円、比較をいたしますと266万3,000円、率にして17.76%の減でございました。

鎌ヶ谷市は、26年度が3,746万5,000円、25年度が1億2,292万9,000円、比較をいたしますと8,546万4,000円、率にして69.52%の減でございました。

構成市負担金の決定に当たっては、組合格約第13条第4項、経費の支弁方法の規定にありますように、共同処理する区域における9月30日現在の人口や、前々年10月1日から前年9月30日までのし尿及び浄化槽汚泥並びにごみ搬入量により変更されることや、借入金、手数料、繰越金、諸収入なども構成市負担金を除く歳入充当額にもよりますので、一概には言えませんが、鎌ヶ谷市の繰入金が他市に比べ大幅な減額となったことから、鎌ヶ谷市の増減率が他市に比べ低くなったものでございます。

○議長（石井恵子議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 詳細には、また後ほどお尋ねしたいと思うんですけれども、一般に私どもこういう決算書なんかを見ますと、その各構成市の負担金が柏、白井と鎌ヶ谷比べたときに鎌ヶ谷が少ないと、減り幅が少ないというふうな数字を見ますと、素人考えで鎌ヶ谷市のここ、組合はし尿処理、ごみ処理、リサイクル、それから還元施設なんかをやっておるわけなんですけれども、単純に考えますと、鎌ヶ谷市の努力が足りなかったのかなあというふうな受けとめ方もするわけなんです。ですから、その辺は今の説明を聞きましたところによりますと、財政調整基金の残高の問題もあるというふうなことなんですけれども、やはりわかりやすい説明をぜひお願いしたいと思います。

それで、2つ目のごみ処理手数料の問題点です。

先ほどの事務局長の回答では、家庭系も含めたごみの搬入量全体では38トン減って0.08%という微減ですけれども、事業系ごみの搬入量がふえたということでした。その内容について、ごみ処理手数料の増加の内容について具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） クリーンセンターのごみ手数料についてお答えをいたします。

事業系ごみの増加でございますが、当組合としては搬入事業者への減量・リサイクルへの啓発や搬入物検査等による分別の徹底、減量等の啓発を行っておりましたが、25・26年度決算比較では消費税

増税に伴い処理手数料が189円／10キロから、194.4円／10キロに改定したこと。

また、平成26年度につきましては、河川・道路等の草刈り業務等が官公庁から一般の事業者へ委託されている件数が増加したことや、しらさぎへの直接搬入事業者が、平成25年度316件から、平成26年度325件へ増加したことなどが今回のごみ手数料増加の要因として考えております。

○議長（石井恵子議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） ごみ減量の目標を掲げて取り組んでいるわけで、今のお話ですと消費税率をアップしたことによるものだとか、それから草刈り業務などで入ってきた量がふえたなどのことが原因だと言われていましたけれども、ごみを減らそうと、搬入量を減らそうという目標を掲げているときに、やはりふえているということはよく注意して見ていかなきゃいけないなというふうに思っています。

それで、平成26年度というのは消費税増税の年でありました。それで質疑の項目ですけれども、26年度決算における各構成市の負担金の増減や格差、あるいはごみ処理手数料の増加に、この消費税の引き上げがどのように影響しているかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 総務課長。

○総務課長（川上清美君） それでは、消費税の引き上げが影響したかとの質問に回答します。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へと引き上げられました。

当組合では、平成26年組合議会2月定例会において、手数料や使用料の改定を内容とした消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を上程し、議決されたものでございます。

このことから、平成26年度予算につきましては、消費税率の引き上げを見込んだ予算編成を行ったことから、決算において構成市負担金やごみ手数料について影響はございませんでした。

○議長（石井恵子議員） 以上で平野議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏の平野光一です。

議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定できないという立場を明確にして討論を行います。

まず、先ほども議案質疑で取り上げましたけれども、平成26年度は4月から消費税率が引き上げられました。今の議案質疑の回答では、当初予算で見込んだ予算を計上して、ですから、最初から8%で予算編成していると。その結果、だから影響はなかったという回答をいただいたんですけども、当初予算を審議した平成26年2月議会でも、5%から8%への3%の増税分を自動的に計上するのは

どうなのだと、間違いだというふうなことを私指摘しました。地方自治体には、お客様というか市民から預かった消費税を国に納付する義務というのはいわゆる税金ですね。これは、税法上そうなっているということは、この2月の議会でも当局の答弁でお認めになっています。ですから、消費税の3%分を引き上げるかどうかというのは、やはり十分な検討が必要であったわけなんです。実際に引き上げられなかったところもあるわけなんですよね。ですから、この2月の予算、26年度予算では、3%分を改定するのかもしれないということが十分な検討がされないまま、利用料、手数料、あるいはさわやかプラザ軽井沢の料金についても自動的に引き上げられました。

決算全体の中でいえば、例えばダイオキシン工事であるとか、延命化工事対策で2炉体制にするというふうなことで、独自の努力によって経費の削減ができていた部分もあって、これは大いに評価できるわけなんですけれども、しかし、この消費税の引き上げを自動的にやったということは、これは構成市の負担を減らすということにもなるのかもしれませんが、住民やあるいは市内事業者への負担増の問題になります。ですから、先ほども言いました、繰り返し言いますけれども、昨年4月以降も、税率がアップした以降も手数料などを値上げしていない自治体も全国にはたくさんあるということを指摘しておきたいと思います。

それと、これは繰り返し主張していることですが、この平成26年度も特別職人件費などで37万6,686円、議員報酬等で133万2,848円が支出されています。これまでもこの給与や報酬は支給すべきではないということを一般質問や、あるいは予算案での討論などで主張してまいりましたが、この議会も先ほども紹介ありましたように、この4月には議会の構成が変わっていますし、また9月からは柏の議員の構成も変わりますので、改めて主張しておきたいと思います。

当組合は、構成市の市長が管理者、副管理者であって、議会は3市の市議会から4人ずつ選出されて、この組合議会が構成されています。当然、それぞれの市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されています。そういうわけですから、それぞれの市の給与や報酬に加えて、さらにこの当組合から給与・報酬を支給する理由はないというのが私の主張です。

なぜかといえば、この後一般質問でも取り上げますが、当組合の行っている事業というのは、もともと構成している3市がそれぞれの責任で行うべき事業、あるいは行ってきた事業であり、それを共同で行うことによってより合理的に処理しようとしているものです。そのために組織されたのが一部事務組合である当組合です。本来、それぞれの市が行うべき事業の一部がこの当組合に移されているにすぎません。管理者、副管理者、組合議会議員の職務は、3市の市長、市議会議員の職務の範囲内のものであるというふうに考えます。

地方自治法では支給しなければならないというふうになっていますけれども、全ての一部事務組合が特別職や、あるいは組合議会議員に給与・報酬を支給しているかといえばそういうわけではありません。これも以前に紹介していますけれども、例えば柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例は、その第2条で、議長、副議長、議員の支給すべき

報酬の額を規定していますけれども、ただし書きで、各関係市において報酬の支給を受けるときはそれを支給しないというふうになっておって支給しておりません。これが当然のあり方だろうというふうに考えます。それぞれの市から給与・報酬が支給されていながら、一部事務組合からも支給される。

そして、これもこの議会にかかわることですけれども、一般廃棄物処理基本計画を策定するときの審議会、この議会からも、それぞれ構成市議会からも委員が選出されて審議をしましたけれども、その審議会の委員になればまた加えて報酬が支給される。こういう二重、三重の給与・報酬の支給というのは、今市民の暮らしも大変厳しいものがありますし、職員給与のカットなども続いているわけで、そういう中で市民の理解は到底得られるものではないというふうに考えます。

以上の理由で、議案第2号、平成26年度歳入歳出決算の認定については認定できないということを申し述べたいと思います。

○議長（石井恵子議員） これで反対討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（石井恵子議員） 日程第5、一般質問を行います。

事前に通告のありました平野議員について質問を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 引き続き一般質問を行います。

3点、大きな項目では通告をいたしました。1つはごみの減量、資源化について、それから2つ目に焼却施設について、3つ目に一部事務組合の議会についてということで、3点通告いたしております。

まずごみの減量、資源化についてですけれども、1点目は、基本計画の目標値とその到達点の問題点です。

先ほども紹介しましたがけれども、この一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）、平成25年3月に策定されました。この目標値というのは、先ほども言いましたように、排出原単価、1人1日当たりの排出量ですけれども、平成23年度比で約5%削減すると、これは平成29年度までの目標です。

具体的には、23年度実績では824グラムだったものを782グラム以下にするという目標です。それから総資源化率、リサイクル率ですけれども、これも平成23年度比で約5%ふやすという目標です。平

成23年度実績が23.3%でしたので、28.3%以上が目標値となる。それから最終処分量、埋立量については、平成23年度実績で4,129トンだったものを、1割以上の削減を目指して3,500トン以下とするというのがこのごみ処理基本計画、一般廃棄物処理基本計画の目標です。

それで、この問題は23年度比で29年度の目標で、24、25、26、27年度に今入ってるわけですね。残すところ2年半というところまで来ています。そういう中で、去年も同じ8月議会でこの問題を取り上げました。そのとき答弁は、1年前の答弁ですけども、例えばごみの問題です。柏市沼南地域分で、家庭系ごみは、ちょっと省略して言いますけれども、率にして1.14%の増加、事業系の搬入量は率にして8.61%の増加になっております。それから全体の合計では、柏市沼南地域分は3.13%の増加、これを鎌ヶ谷市分で見ますと、家庭系の搬入量は0.67%の減少、事業系搬入量は4.12%の増加、合計では0.60%の増加、これが1年前の数字でした。

それで、先ほども議案質疑のところで紹介はありましたけれども、これで目標が達成できるんだろうかということをおおいに危ぶむわけです。

それで、質問の1点目としては、その基本計画の目標値に対して、現在の到達点をお示しいただいた上で目標達成のためにどんな課題があるのか、そして今後どのような具体的施策を展開していくのか、お答えいただきたいと思います。

2つ目の焼却施設についてです。

焼却施設のしらせぎについては、今3炉で運転をしてきたものを今後ダイオキシン、もう既にダイオキシン類の対策工事は2炉体制を前提に行われていますし、今後行われるその長寿命化工事についても2炉で行うということで2炉体制に踏み出したわけです。2炉体制の一方で、大きな経費削減効果が見込める。それと同時に、安全に安定的に処理するためには幾つか課題もあろうかと思っています。それで、このダイオキシン類対策工事、延命化対策工事における3炉体制から2炉体制への変更による効果、主に財政的な効果、それから2炉体制による安全・安定処理のための課題、それについてお答えいただきたいと思います。

3点目の一部事務組合の議会についてですけども、先ほども管理者からご紹介ありましたように、この8月末で柏の私どもの任期は終わります。それで、また新しく柏選出の4名の議員が加わることになるんでしょうけれども、この組合議会というのは、規約に基づいてその規約の範囲内で限定された範囲内の事務の仕事を行うわけなんですけれども、それであってもやはりその各構成市の議会、各市町村の議会と同様の役割が求められているというふうに思います。むしろその事務が限定される分、内容の濃い議論も可能じゃないのかなというふうに私は思うわけです。4年間経験してそういうふうにかえしました。

そこで、改めて一部事務組合議会の位置づけと、それから役割、それから課題についてお示しいただきたいと思います。

以上で第1問を終わります。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

大きなご質問としては3点ございます。

初めに、ごみの減量、資源化についてお答えいたします。

まず1点目の基本計画の目標値と到達点についてでございますが、当組合の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）においては、平成29年度までの排出原単位を、平成23年度比約5%の削減である782グラムするなどの減量目標を掲げております。現在までの排出原単位の状況につきましては、平成24年度812グラム、平成25年度821グラム、平成26年度809グラムとなっております。当該基本計画の基準年である平成23年度824グラムと比較いたしますと、排出量が約1.8%減少しております。

また、資源化率は、平成29年度までの目標値として、平成23年度比約5ポイントの増加である28.3%としております。現在までの資源化率の状況につきましては、平成24年度23.1%、平成25年度23.3%、平成26年度22.8%とやや減少傾向となっております。

最後に、最終処分量でございますが、平成29年度までの目標値として、平成23年度実績である4,129トンから1割以上の削減である3,500トンを目指して掲げており、平成24年度4,086トン、平成25年度3,944トン、平成26年度3,901トンとなっております。

次に、お尋ねの2点目、目標達成のための課題と具体的な施策でございますが、ごみの減量化においては景気の動向や人口の増減、事業所等の進出・出店等の要因による影響を受けますので、減少傾向がこのまま推移するとは限りません。

目標達成のための具体的な施策として、市民への減量啓発や水切りの徹底はもとより、一般廃棄物収集運搬許可業者への搬入物検査の継続実施、構成市と協力した各事業者への減量化の呼びかけや啓発活動を引き続き行っていき、市民、事業者、行政の協働の取り組みにより目標達成できるように努めてまいります。

また、資源化率においては、各素材の軽量化や紙媒体の電子化等の影響もあることから減少していくものと考えております。

したがって、この資源化においても啓発活動を引き続き実施し、雑紙の資源化やプラスチック製容器包装類の適正排出等、さらに努めてまいります。

最終処分量におきましては、ごみの減量化、特に焼却対象量の減量化と関連するため、こちらも引き続きごみの減量化を進めるとともに、焼却灰等の有効活用への検討も含め目標達成できるよう努めてまいります。

続きまして、大きなご質問の2点目の焼却施設についてお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、ダイオキシン類対策工事、延命化対策工事における3炉体制から2炉体制への変更による効果でございますが、ダイオキシン類対策事業におきましては、3炉全てに触媒反応

塔等を設置した場合、概算で19億5,000万円、2炉設置の工事費は12億3,000万円であったことから、3炉のうち2炉の対策にとどめたことにより、経費面にて7億2,000万円前後の削減となりました。

また、延命化対策工事においては今後のごみ量の減量化の状況、施設の状況やごみ処理への影響等を再度調査した上で工事内容を再度見直してまいります。

次に、お尋ねの2点目、2炉体制による安全・安定処理のための課題でございますが、現在の焼却炉の稼働状況は、2炉運転と1炉運転を交互に行っており、その間稼働していない焼却炉は修繕やメンテナンスに充てております。今後、2炉体制の検討を深めていくには、市民の方々より排出されたごみの安定的処理や、大型店舗等の進出・出店によるごみ量増加などを勘案した上で焼却能力の実績を加味し、ごみ質の変動、搬入量と処理量のバランス、連続稼働日数の増加、設備修繕工事日数の切り下げ等の課題が上げられます。

したがって、このような課題を解決するために、今後さらにごみの減量化施策を進めるとともに、ごみ処理における炉体制の検討や、運転管理体制の確認をしながら将来の変化に対応できるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きなご質問の3点目、一部事務組合の議会についてお答えいたします。

お尋ねは、一部事務組合の議会の位置づけ、役割、課題についてでございます。

まず一部事務組合の位置づけでございますが、一部事務組合は、地方自治法第284条の規定により、普通地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設立することができるものでございます。

また、一部事務組合の設立には規約を定め、規約中で一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法を規定する必要があることから、一部事務組合の設立には議会の設置が前提となっております。

次に、一部事務組合の役割でございますが、共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれることから、一部事務組合議会は共同する事務の範囲内において意思決定機関としての役割を担うものでございます。

次に、一部事務組合議会の課題につきましては、まず一部事務組合の課題としてお答えをさせていただきます。一部事務組合は、広域的な連携による事務の共同処理により、限られた人材や財源を効率的に活用する有効な手段の一つであると考えておりますが、事案によっては意思決定に時間を要すること等の課題があると言われております。一部事務組合議会の課題につきましても、団体ごとに個々・個別の事情があるとは思いますが、包括的に見れば一部事務組合の課題と同様の部分もあるのではないかと考えております。

○議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 次は一問一答でいきたいと思っております。

初めに、ごみの減量の問題です。

先ほども言いましたけれども、このまま現状のまま推移すると、基本計画の目標値の達成は困難ではないかというふうに私考えるんですね。ですから、今も回答の中で、一般的な施策のことを言われましたけれども、こういうこれこれの施策の展開で確実に目標を達成するんだというふうな立場が当組合には必要だろうというふうに思います。

先ほども紹介した昨年8月の議会の答弁では、その後のほうでこういう言い方をしていました。状況を説明した上で、計画に掲げております目標値を達成するためには、当時1人当たり約40グラムの減量化が必要となっており、各施策を継続的に行いまして、また実行していくことを基本にしながら、必要に応じた新たな減量化等の施策を検討し、市民の皆様のご協力を得ながら目標を達成できるよう努力していきたいと考えていますという答弁でした。そして、この後管理者にも聞いたんですけども、管理者は目標達成を指示しているというご答弁をされました。

それで、この去年の8月の議会では、必要に応じた新たな減量化施策を検討すると答えたわけですけども、その後どのような検討がされているのか、そして今どのようなことが必要だというふうに考えているのかお答えください。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 減量化目標におきましては、平成26年度と基準年とを比較すると1.8%下回ってございます。29年度目標で5%削減においては、今未達成の状況でございます。これは、基準年と比べ事業系ごみの増加が主たるものと考えております。事業系一般廃棄物の対策を基軸とし、搬入量等の推移を注視しつつ、ごみ処理手数料の料金改定を含め検討していきたいと考えております。

基本計画の目標達成には市民の皆様の協力が不可欠であるため、引き続きごみ減量化に向けた啓発活動を推進し、基本計画の目標達成に向けてまいります。

○議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） やはり抜本的な対策といいますか、大きな減量化の契機となるようなそういう対策が必要なんだろうと思うんです。1問目の答弁のあれで言いますと非常に心もとないといいますか、減少傾向がこのまま推移するとは限りませんというふうな答弁もありましたし、資源化率、リサイクル率については、それぞれ軽量化や紙の媒体が減っているということもあって減少していくものと考えていると。減少していくものというのは、リサイクル率は上がったほうがいいわけなんですけど、それをむしろ先ほど数字でも示されていましたが、下がっていく傾向にあると。それは、重さが軽くなるからなんだということかもしれませんけれども、そういう答弁です。

ですから、やはりもっと大胆な展開が必要だろうというふうに思いますし、今言われた料金の改定については賛成できる部分もありますし、しかし一方で、市内の中小業者にとっては、ごみが必ず出

る事業者にとってはその負担も重くなるわけですから、その兼ね合いというのが、私大事だろうというふうに思います。

それで時間もありますので、このごみの問題については第2問、2点目の焼却施設の問題、先ほどダイオキシン工事、それから延命化工事については具体的な数字は上げられませんでしたけれども、ダイオキシン工事については、3炉から2炉にすることで7億2,000万円前後の経費面での節減になっていると。それに加えて、この延命化工事がこれから計画され行われるわけで、これも大きな金額になるだろうというふうに思いますし、それから、例えば10年、あるいは15年運転する場合の諸経費、運転管理、経費などもそれなりの大きな削減効果が出ると思うんですね。

これまでごみ減量に大きく成功した自治体の実際を見ますと、やはりそれなりの重大事態といえますか大きなきっかけがあって、ごみ減量化に取り組むというふうなことで市民的な協力も得られているわけなんです。

例えば名古屋の場合なんかは有名ですけれども、干潟を埋め立てて最終処分場にしようとしたわけですけれども、最終処分場が逼迫している中でそういう計画したわけなんです。その干潟の埋め立てについては市民的な、県民的な大きな反対運動、これ全国的な反対運動になって埋め立てできないということになって、非常事態宣言を発してごみ減量に取り組むと。ごみを半分に減らそうというふうな取り組みがされて大きな成果を上げたわけです。

それで、やはり今回も当組合のしらさぎのダイオキシン工事や、延命化対策工事を2炉にとどめて3炉から2炉にするんだというでも、やはりこの大きな財政削減効果、市民にしてみれば税金の節約ができていけるわけ、あるいはできるわけですから、これを市民に広く知らせるといことはやはり大事なことだろうと思います。この3炉から2炉にできたのも、これまでの市民的な努力、それぞれの構成市の努力があって2炉でも大丈夫というところまで来ているわけですから、これを広く市民に知らせる。そして、努力によってはさらに経費の削減に結びついていくんだと、ごみを減らすことはこれだけ費用が減るんだと。一般的には広報などでやられていますけれども、それをぜひキャンペーンを張るぐらいの大きな市民的な、市民の中に知らせて、これを契機にしてごみ減量の目標を達成するだけじゃなくて、それを大胆なごみ減量に結びつけていきたいと思うんですね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ごみ処理費及びごみ減量化施策においては、ともに重要事項であるとの認識でございます。安定したごみ処理を維持し、市民サービスの低下を招かぬことが前提となります。

ごみ処理経費については、現在でもごみの小冊子等にも記載はございますが、ごみの排出者である市民の皆様や事業者の方々には適正なごみの分別、生ごみの水切りや紙ごみの資源化等の行動がごみ

処理経費削減の一助になると認識していただき、今後も市民の皆様への協力を求めながら努めてまいります。

○議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） ぜひさらに大きな削減ができるような、そういう作戦をぜひ当組合でも立てて目標を達成すると、超過達成して経費の削減、税金の支出の削減についても結びつけていただきたいと思います。

最後の組合議会の問題ですけれども、この問題は、質問はむしろ我々の議会の中での問題ですから、答弁しにくい部分もあるというふうに思いますけれども、私今回の質問で多分終わりになります。もう次は来ないだろうと思うんですけれども、4年間、当組合の議員を務めさせていただきまして、議会でこの質疑や一般質問などをさせていただきましたけれども、事務局の皆さんには大変苦勞させたというふうにも自覚しておりますけれども、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、議会での議論の活発化をぜひしていただきたい、活発な議論を切に求めたいというふうに思うんです。それで、実際この4年間経験して、議案質疑や討論については、ほかの方がやられたこともありました。けれども、一般質問については、この4年間、私以外ありませんでした。それにはやはり原因があるというふうに思うんですね。それで、その1つはやはり議会への情報提供が少な過ぎるという問題です。職員が少ない中で大変だと思うんですけれども、ぜひ情報提供をしていただきたいと思うんです。

それで、1つ紹介したいのは、柏の市議会でも鎌ヶ谷の市議会でも会議録を見ますと、このごみ問題、環境問題、いろんな方が取り上げておられます。ところが、こうやって3市、4人ずつ集まりますと、それぞれの市でどういう議論がされているのかというのが、よく勉強すればそれぞれの市の会議録なんかを閲覧すればわかるわけなんですけれども、自分のところの議論はわかっててもほかの市でどういう議論がされているか、この組合に関してどういうことが言われているのかということはわかりにくいわけなんです。

1つ紹介したいのは、これは平成24年の12月議会、鎌ヶ谷市議会で、ある議員さんが戸田市を視察して、戸田市の生ごみの資源化の問題を取り上げて当局にただしています。これは、生ごみの資源化でこんな大きな仕事をしているということを紹介した上で、ぜひここも視察をして、鎌ヶ谷としても視察をしてこれを政策に生かしてほしいという趣旨の質問なんですけれども、その答弁でこういうふうに言われています。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合におきましても、組合議会の主催により、毎年先進自治体への研修を実施しているところでございます。ところで、当協議会、当協議会というのはその前に説明があるんですけど、環境衛生組合における先進地視察研修先に関しまして、先ほどの戸田市などの生ごみの減量化に関する先進地の事例もございまして、そのようなものを候補地として上げさせていただくことを考えてございまして、こういう答弁がされているんですけれども、この24

年以降、当組合で、あるいは組合議会でこの生ごみの資源化の問題について視察をしておりませんし、こういう問題が鎌ヶ谷で議論されてこういう答弁がされています。あるいは柏でもあるんですよ、こういう生ごみの問題についてはたびたび取り上げられていますけれども、そういうそれぞれの構成市やあるいは市議会で、この環境衛生組合にかかわる部分で議論がされたときには、ぜひ情報提供として、職員の皆さん少ない中で大変でしょうけれども、議会前の全員協議会、議案説明の場で、それぞれ6月議会では、柏ではこんなことが取り上げられました、鎌ヶ谷ではこんな、白井ではこんなことが議論されていますよというふうなことが、情報が共有されるような状況になれば、さらにここの議会で、じゃあ何を問題にしようかということとその議論の活発化の契機にもなるのかなあというふうに思いますので、ぜひ代表議員会議でも検討していただいて善処をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（石井恵子議員） 以上で一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉 会